

令和2年7月16日

保護者のみなさま

大府市立東山小学校

校長 西村 剛志

色覚検査について

日頃は、本校の教育活動に対して御理解をいただきありがとうございます。

定期健康診断における色覚検査につきましては、学校保健法施行規則の改正により、必須項目ではなくなったことから、現在は実施していません。

先天色覚異常は、男子の約5%（20人に1人）、女子の約0.2%（500人に1人）の割合で見られます。色が全く分からないというわけではなく、色によって見分けにくいことがある程度で、日常生活にはほとんど不自由はありません。

しかし、状況によっては、色を見誤って周囲から誤解を受けることや、色を使った授業の一部が理解しにくいことがあるため、学校生活で配慮が必要となる場合があります。また、職業・進路選択の際にも影響が出る場合があります。

つきましては、お子さんの日頃の様子から気になっていることがあり、色覚検査を希望される場合は、担任まで御連絡ください。

※ 色覚検査については、ご希望に応じて随時個別に実施します。